

## 第三者研究会での意見の概要及び意見に対する対応状況

1. 第三者研究会の名称 外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究会（メンバー及び開催状況別紙）	
2. 第三者研究会での意見の概要及び対応	
意見の概要	意見に対する対応状況
<p>報告書案では国の役割、地方の役割について整理されているが、統計調査には民間の協力が不可欠であり、こうした民間の役割についても記述すべき。</p> <p>民間の協力については、個々の企業だけでなく、業界を取り仕切る団体の協力も必要となるのではないか。</p> <p>統計調査を行っていない自治体があるのは問題であり、観光統計整備の法的位置づけは自治事務ではなく国の事務とすべき。</p> <p>統計調査を紙ベースで行うと大変なので、ITの積極的な活用を打ち出すべき。</p> <p>WTO（世界観光機関）の調査への協力など、観光統計の分野でも国際協力に前向きな対応が必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方の役割に加え、民間の役割についても記述を追加する。</li> <li>・民間の役割に関しては、関連諸団体の協力についても併せて記述を追加する。</li> <li>・現時点において具体的な法的位置づけまで決めるのは時期尚早であるが、ご意見を踏まえて国の役割に関する記述において、統計調査の法的位置づけに関し「明確化する」旨記述を追加する。</li> <li>・インターネット等の新しい調査技術の活用に関する記述において「積極的な活用」と文言を修正する。</li> <li>・報告書案では統計整備の国際的整合性について記述しているが、ご意見を踏まえて国際貢献の観点を追加する。</li> </ul>